

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年3月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500709号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2500045号

第1 結論

昭和61年1月から昭和63年10月までの請求期間及び平成3年3月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年1月から昭和63年10月まで
② 平成3年3月から平成4年3月まで

私は、平成7年8月25日から同年9月15日までの間に、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を一度にまとめて納付した。A市又はB市の社会保険事務所(当時)で納付した可能性が高い。納付した際に、窓口で領収書を受け取ったと思うが、現在、領収書は持っていない。

請求期間①及び②の国民年金保険料が未納と記録されているが、納付したのは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成7年8月25日から同年9月15日までの間に、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を一度にまとめて納付した旨主張している。

しかしながら、オンライン記録により、平成9年1月24日に付番された請求者の基礎年金番号は、請求者が初めて厚生年金保険の被保険者となった際(資格取得年月日:昭和60年3月21日)に払い出された記号番号であり、請求期間①及び②に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の入力処理は平成9年4月22日に行われていることが確認できることから、請求者は、同日までは国民年金に未加入であり、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができない。

また、戸籍の附票及びC市の回答により、請求者は、国民年金保険料を納付したと主張する期間のうち、平成7年8月28日まではD市、同年8月29日以降はC市に居住していたことが確認できるところ、D市は、昭和61年1月から平成7年8月までの国民年金番号交付簿及び電算システムには請求者に係る記録はない旨回答しており、C市は、請求者の同市における居

住期間において国民年金の加入手続及び保険料納付が行われていないことから、電算システムには請求者に係る記録はない旨回答している。

さらに、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入される前は、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には国民年金手帳記号番号が払い出されていたところ、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、国民年金制度においては、納付期限から2年を超えたことにより徴収する権利が時効により消滅した国民年金保険料について、特例的に納付できる制度が実施されていたことがあるものの、仮に請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたとしても、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したと主張する時期においては、当該制度は実施されていない。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500820号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2500044号

第1 結論

平成10年4月から平成13年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年4月から平成13年11月まで

私は、請求期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料をきちんと納めていたことは間違いなく、オンラインシステムの誤りを正したい。再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、これまでに請求期間の国民年金保険料を納付したとして、年金記録の訂正請求を22回行っているが、既に当該訂正請求に対して、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、今までの主張と同様に、請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。